

## (スライド特約条項)

第1条 受託者は、労務単価（本市が発注する市有施設維持管理業務の積算に用いる労務単価をいう。以下同じ。）の変動により、契約金額が不適当となったと認めるときは、契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（履行開始日から起算して13か月目と25か月目の1日（初日）をいう。以下同じ）が属する月の前月（以下「請求可能期間」という。）に限り行うことができる。

第2条 受託者は、前条の請求について、請求日（契約金額の変更について、受託者からの書面による請求を委託者が受領した日（閉庁日を除く。）をいう。以下同じ。）が請求可能期間内となるよう当該請求をしなければ、これを行うことができない。ただし、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により、請求期間内に当該請求をすることができない場合はこの限りでない。

第3条 委託者は、第1条及び第2条に基づく請求があったときは、変更前の契約金額と変更後の契約金額（変動後の労務単価を基礎として算出した変更前の契約金額に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変更前契約金額の100分の1を超える額について、契約金額の変更に応じなければならない。なお、本条でいう契約金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。契約金額の変更に係る算出方法は、別紙「スライド特約条項」に係る特記仕様書に定めるとおり。

第4条 委託者は受託者に対し、原則として請求日の翌日から起算して21日以内に、契約金額の変更等に係る通知（以下、「変更通知」という。）を書面により行わなければならない。

なお、請求日の翌日から起算して21日以内に変更通知を書面により行うことが困難なときは、委託者はその旨受託者へ報告し、変更通知の通知期限を、受託者と別途定め、当該通知期限までに変更通知を書面により行わなければならない。

第5条 受託者は、前条の規定に基づき委託者から変更通知を受領したときは、原則として、委託者が別途指定した期日（以下「指定日」という。）までに、委託者に対し契約金額変更の承諾に係る通知（以下、「承諾通知」という。）を書面により行わなければならない。なお、指定日は変更通知にて通知するものとする。

受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により承諾通知の提出が遅延するときは、指定日までに委託者に報告すること。

委託者は、受託者の承諾通知の提出の遅延について受託者の責めに帰すべきことができない事由によるものと認められるときは、承諾通知の提出期限について延長した期限を指定することができる。

第6条 受託者から指定日（提出期限を延長した場合は、当該延長後の期日）までに、承諾通知の提出が行われなかったときは、委託者は、受託者の第1条及び第2条の規定に基づく請求は取り下げられたものとみなし、その旨を速やかに受託者に対し書面により通知しなければならない。

第7条 委託者は、第1条及び第2条の規定に基づく請求があったときは、契約金額に変更がない場合であっても、第4条に定める期限内に、受託者に対し書面により通知しなければならない。

第8条 第1条及び第2条の規定による請求に基づく契約金額の変更は、第5条の承諾通知の提出をもって成立したものとし、受託者は、基準日以後の履行に係る契約金額の請求から、変更通知に記載した変更後の契約金額にて契約金額の請求をすることができる。

## 「スライド特約条項」に係る特記仕様書

本契約は、スライド特約条項（以下、「スライド条項」という。）を適用する契約である。

1 本契約におけるスライド条項を適用する業務は、仕様書「6 業務内容」に定める警備業務をいう。

2 本契約における契約変更前の本市積算時の適用労務単価は、次のものをいう。

警備員 B : 14,000 円

夜間勤務単価又は時間外単価を算出するための基礎となる 1 時間当たりの単価 : 1,316 円

スライド条項に基づき 2 回目の変更を行う場合は、本市が直接のスライド条項に基づき契約金額の変更を行った際に示す適用労務単価とする

3 スライド条項に基づく契約金額の算出方法は次のとおりとする。

次の(1)～(3)に示す金額は、消費税及び地方消費税額を控除した金額とする。

(1) 変更金額（以下、「スライド額」という。）

本市積算による算出とする。

基準日時点の労務単価にて算出した本市の積算金額に契約当初の落札率（小数点第 7 位切上げ）を乗じて得た金額（1 円未満の端数切捨て）から、契約変更前の契約金額を控除した金額について、契約変更前の契約金額の 1/100（1 円未満の端数切捨て）を超える金額を、スライド額とする。

なお、スライド額は労務単価の変動に伴う直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費等に係る積算額であって、その他の積算額の変更は行わない。

(2) スライド額の算出式

$$S = X^2 - X^1 - (X^1 \times 1/100)$$

ただし、 $X^2 - X^1 > (X^1 \times 1/100)$

S : スライド額

$X^1$  : 契約変更前の契約金額

$X^2$  : 基準日時点の労務単価にて算出した  $X^1$  に相当する金額

( $X^2 = \alpha \times \beta$  ( $\alpha$  : 落札率、 $\beta$  : 札幌市積算額))

(3) 変更後の契約金額

変更前の契約金額に上記の方法にて算出したスライド額を加算した金額

4 契約変更

上記 3 (3) により算出した変更後の契約金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1 円未満の端数切捨て）を新たな契約金額とし、契約変更を行う。